

社会保障審議会 企業年金・個人年金部会 ヒアリング説明資料

2019年3月29日

一般社団法人 信託協会

■ 信託協会の概要	・・・	2
■ 企業年金・個人年金制度の在り方	・・・	3
■ 企業年金・個人年金制度の課題と支援の方向性	・・・	4
■ 資産形成を後押しする支援策		
1. 特別法人税の撤廃	・・・	5
2. DCのマッチング拠出制限の撤廃 と拠出限度額の引上げ	・・・	5
(参考) DCのマッチング拠出制限関係資料	・・・	6
■ 多様な就労へ対応するための支援策等		
1. 定年延長に伴うDB制度変更の柔軟化	・・・	7
2. DCの加入可能年齢の拡大	・・・	7
3. DCの脱退一時金の支給要件の緩和	・・・	8

注) 当資料においては以下の略称を使用しています。
DC：確定拠出年金 DB：確定給付企業年金

<目的>

信託協会は、信託制度の発達を図り公共の利益を増進することを目的として信託に関する調査研究および資料収集や信託業務および信託事務の改善に関する調査企画等を行っている組織である。

<沿革>

1919年（大正8年）2月に「信託会社協会」として発足し、1923年（大正12年）1月の信託法・信託業法施行とともに名称を「信託協会」と改め、さらに1926年（大正15年）1月には大蔵省の認可を得て「社団法人信託協会」となった。

その後、新たな公益法人制度改革へ対応するため、2011年（平成23年）10月3日に「一般社団法人信託協会」に移行し現在に至る。

<組織>

信託兼営金融機関、信託会社が加盟しており、社員会社4社、準社員会社65社（本年4月1日）。

<信託業界の企業年金・個人年金の受託状況>

- ・確定給付企業年金受託件数（委託者数）3,853件 資産残高（時価）46兆円
- ・厚生年金基金受託件数（委託者数）31件 資産残高（時価）16兆円
- ・確定拠出年金受託件数（契約数）5,659件 資産残高（簿価）12兆円

（注）いずれも2018年（平成30年）3月末値。

私的年金制度の充実を支える2本の柱

企業年金制度の発展



加入者等の
自助努力

事業主に対する制度設計面／税制面でのサポートが重要！

企業年金にかかる信託の受託者として、基金／事業主をサポートしている立場から
経済・社会の変化を踏まえた企業年金・個人年金制度の在り方について提言

<提言のポイント>

1. 企業年金・個人年金制度のあるべき姿の追求

- 多様な働き方の中で、早期から継続的に資産形成を図ることができるようにすることが望ましい
- 個々の事情に応じて、多様な就労と私的年金・公的年金の組合せを可能にすることが望ましい

(第1回社会保障審議会企業年金・個人年金部会資料抜粋)

2. 企業年金・個人年金制度双方の発展の追求

労使合意を基本とする企業年金制度、加入者の自由意思を基本とする個人年金制度、両制度の長所を活かすことが望ましい

提言1

早期からの資産形成に向けて

早期資産形成を望む個人
従業員の早期資産形成を望む事業主

各種課題の存在

資産形成を後押しする支援策

- 特別法人税の撤廃
- 企業型DCマッチング拠出制限撤廃
- DC拠出限度額の引上げ

⇒ P5～P6

提言2

多様な就労への対応に向けて

従業員の転職時や事業主の高齢者
雇用の制度設計の柔軟性を望む声

各種課題の存在

労使合意に基づく 高齢者雇用制度設計の促進

- 定年延長に伴うDB制度変更の柔軟化
- DCの加入可能年齢の拡大
- DCの脱退一時金の支給要件の緩和

⇒ P7～P8

提言1

早期からの資産形成に向けて

特別法人税の撤廃

【現状】

- 企業年金及びiDeCoの役割と高まり
- 特別法人税の課税負担の重さ
- 国際的な整合性の問題

企業年金・個人年金制度発展の阻害要因

凍結ではなく撤廃に向けた検討を行い、
基金／事業主等の不安要素を排除

DCのマッチング拠出制限の撤廃と 拠出限度額の引上げ

【現状】

- 企業型DC加入者は事業主拠出の範囲内
でしかマッチング拠出ができないという
制約の存在
- 事業主拠出額が低額な制度の存在

早期からの資産形成に対する阻害要因

DCマッチング拠出制限を撤廃し、
早期からの資産形成を支援

iDeCoを含めた拠出限度額引上げ
によるさらなる支援

(参考) DCのマッチング拠出制限関係資料

● マatching拠出制限の撤廃による効果

若年層の
早期資産形成

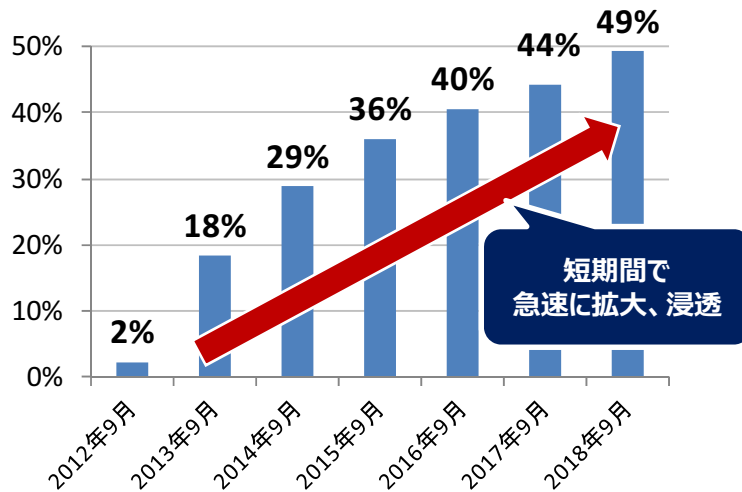


中高年層の
老後資産準備の加速

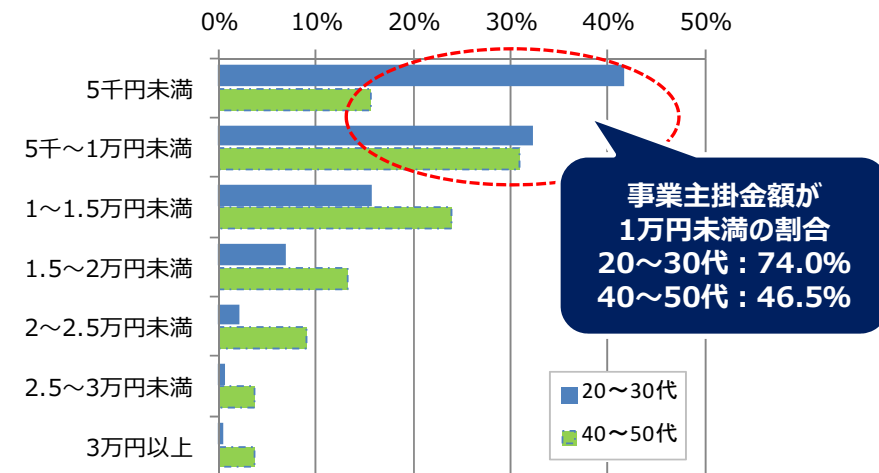


事業主の継続教育と相まって、資産形成加入者の増加が期待できる

【表1】マッチング拠出実施割合の推移



【表2】マッチング拠出実施企業における事業主掛金額（月額）



(注) 【表1】三井住友信託銀行が運営管理機関を受託している規約のうち、マッチング拠出の加入者掛金が存在する規約の割合。(2018年12月末基準/基準時点で制度終了規約は含まず)
【表2】三井住友信託銀行が運営管理機関を受託している509規約(約144万人)のうち、マッチングを実施している250規約(約79万人)のデータを集計。(2018年9月末基準)

提言2

多様な就労への対応に向けて

定年延長に伴う DB制度変更の柔軟化

【現状】

- DBの給付総額を維持する場合であっても、支給時期の遅れなどにより給付減額と判定
- 給付減額時の個別同意等の手続き負担大

定年延長を含む人事制度見直しを阻害

定年延長とDB制度変更を一体として捉えたDB制度変更の手続きの柔軟化等により
労使双方を支援

DCの加入可能年齢の拡大

【現状】

- iDeCoの加入年齢は60歳未満
- 企業型DCの加入年齢は労使合意により65歳まで引上げ可能だが、60歳以上で同一規約内の実施事業所間を異動する場合、異動先で加入者となることができない

高齢者雇用の制度設計の柔軟さが欠如

加入可能年齢の拡大と
高齢者雇用制度設計の柔軟性向上を図る

提言2

多様な就労への対応に向けて

DCの脱退一時金の 支給要件の緩和

【現状】

- DCの脱退一時金の支給要件は、極めて厳格な要件が定められている
- 家族の介護、本人の病気療養等のやむを得ない事由であっても支給が認められない
- 日本国籍を有しない者が母国に戻る際にも一時金受給は認められない

多様な働き方への対応・利便性の点で不十分

追徴課税を条件として脱退一時金の支給要件緩和を認め、加入者・事業主双方にとって利便性の高い制度へ

その他

<平成31年度税制改正要望の主な項目>

- DBの過去勤務債務の一括拋出を可能とすること
- 解散・終了したDBからiDeCoへのポータビリティ拡充
- 退職一時金からDCへ一括移換を可能とすること
- 退職所得の受給に関する申告書への個人番号記載を不要とすること
- 個人番号記載を不要とする帳簿の要件を拡充すること

<平成30年度規制改革要望の主な項目>

- 企業年金における遺族の範囲の拡大
- リスク対応掛金にかかる残存期間の制限緩和、規約変更手続きの緩和
- リスク分担型企業年金におけるM&A実施時の選択肢の拡充
- 年金給付の保証期間の上限年数の緩和
- DB脱退一時金の繰下げ請求が可能となる者の範囲の拡大
- DC規約申請手続の簡素化